

米 原 市

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 27 年 6 月 策 定
令和 8 年 3 月（改正）

米原市

目次

はじめに	- 1 -
米原市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的	- 1 -
行動計画の改定概要	- 1 -
第 1 部 新型インフルエンザ等対策行動計画の基本的な考え方	- 2 -
第 1 章 計画の基本的な考え方	- 2 -
第 2 章 新型インフルエンザ等対策の目的等	- 3 -
第 1 節 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略	- 3 -
第 2 節 新型インフルエンザ等対策における発生段階等の考え方	- 4 -
第 3 節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	- 6 -
第 4 節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	- 10 -
第 5 節 対策の基本的な項目	- 14 -
第 2 部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組	- 15 -
第 1 章 実施体制	- 15 -
第 1 節 準備期	- 15 -
第 2 節 初動期	- 17 -
第 3 節 対応期	- 18 -
第 2 章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 20 -
第 1 節 準備期	- 20 -
第 2 節 初動期	- 22 -
第 3 節 対応期	- 24 -
第 3 章 まん延防止	- 26 -
第 1 節 準備期	- 26 -
第 2 節 初動期	- 27 -
第 3 節 対応期	- 28 -
第 4 章 ワクチン	- 29 -
第 1 節 準備期	- 29 -
第 2 節 初動期	- 35 -
第 3 節 対応期	- 39 -
第 5 章 保健	- 44 -
第 1 節および第 2 節 準備期から初動期	- 44 -
第 3 節 対応期	- 45 -
第 6 章 物資	- 47 -
第 1 節および第 2 節 準備期から初動期	- 47 -
第 3 節 対応期	- 48 -
第 7 章 市民生活および市民経済の安定の確保	- 49 -
第 1 節 準備期	- 49 -
第 2 節 初動期	- 51 -
第 3 節 対応期	- 53 -

はじめに

米原市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的

令和 2 年(2020 年)1 月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)¹(以下「新型コロナ」という。)の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命および健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機において、米原市(以下「市」という。)は国・県と連携し対策を講ずるとともに、市民・事業者・医療従事者等の尽力により、幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

今般の米原市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「本行動計画」という。)の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)を始めとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナの対応で積み重ねた知見や知識を踏まえ、いつ現れるともされない新たな感染症にも対応できる体制の構築を目指すものである。

本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実現していく。

行動計画の改定概要

市は、国や県の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成 21 年(2009 年)5 月に「米原市新型インフルエンザ対応計画」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成 25 年(2013 年)4 月に特措法を施行されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下、「政府行動計画」という。)が新たに作成されたことを踏まえ、平成 27 年(2015 年)6 月に本行動計画を策定した。

今般、令和 6 年(2024 年)7 月に政府行動計画が抜本改定となったことを受け、市においても、本行動計画を抜本的に改定するものである。

対象とする感染症についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等²だけでなく、その他の呼吸器感染症も念頭に置くこととしたうえで、記載を 3 期(準備期、初動期、対応期)に分け、特に準備期の取組を充実させている。また、感染症に係る緊急事態に際して、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、市の初動対応についても本行動計画において明らかにする。

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年(2020 年)1 月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。

² 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法第 114 号。以下「感染症法」という。)第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症および同項第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

第1部 新型インフルエンザ等対策行動計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 根拠

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

2 対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)

- (1) 新型インフルエンザ等感染症³
- (2) 指定感染症⁴(当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- (3) 新感染症⁵(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

3 計画の基本的な考え方

- (1) 政府行動計画、滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。
- (2) 実際の感染症危機対応で把握された主な課題(平時の備えの不足、変化する状況への柔軟かつ機動的な対応、情報発信)を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うために、以下の3つの目標の実現を目指す。
 - ①感染症危機に対応できる平時からの体制作り
 - ②市民生活および市民経済活動への影響の軽減
 - ③基本的人権の尊重

4 計画の推進

本行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、市は平時から教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、必要に応じて改定を行っていくこととする。

³ 感染症法第6条第7項

⁴ 感染症法第6条第8項

⁵ 感染症法第6条第9項

第2章 新型インフルエンザ等対策の目的等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく⁶。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。
 - (1) 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造のための時間を確保する。
 - (2) 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療提供体制への負担を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2 市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - (1) 感染拡大防止と市民経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活および市民経済活動への影響を軽減する。
 - (2) 市民生活および市民経済の安定を確保する。
 - (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - (4) 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務または市民生活および市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

⁶ 特措法第1条

第2節 新型インフルエンザ等対策における発生段階等の考え方

1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期、対応期)に大きく分けた構成とする。

2 各段階の概要

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、水際対策⁷の実施体制の構築、地域における医療提供体制整備状況や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄状況の把握、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備状況の確認、市民に対する啓発や市・企業による業務継続計画の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

(2) 初動期(A)

感染症の急速なまん延およびその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性⁸、感染性、薬剤感受性⁹等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

(3) 対応期(B、C-1、C-2、D)

対応期については、以下の4つの時期に区分する。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期(B)
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

⁷ 水際対策は、あくまでも国内への病原体の侵入をできる限り遅らせる効果を期待して行われるものであり、病原体の国内侵入を完全に防ぐための対策ではない。

⁸ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、わかりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質および病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

⁹ 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性(有効性または抵抗性)をいう。

＜発生段階および各段階の概要＞

段階	区分	区分の説明	概要
準備期	—	発生前の段階	・ 水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備状況や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄状況の把握、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備状況の確認、市民に対する啓発や市・企業による業務継続計画等の策定、ＤＸの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初期期	A	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	・ 感染症の急速なまん延およびその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感受性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	・ 政府対策本部の設置後、市内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する(この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、県と連携して抗インフルエンザウイルス薬やプレバンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。
	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	・ 感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	・ ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する)。
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	・ 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下することおよび新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針や県行動計画または本行動計画に基づき、国、県、指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するため、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の(1)から(4)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析のための基盤となるDXの推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有と準備の整理

将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた普段の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(4) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション¹⁰等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えについて県との連携の下、確認することをはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

2 感染拡大防止と市民経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染症拡大防止対策に当たっては、市民経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活および市民経済への影響を軽減させるとともに、市民が身体的、精神的および社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、感染状況等に応じ感染拡大防止と市民経済活動のバランスを踏まえた対

¹⁰ リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報と見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念

策の切替えを円滑に行い、市民の生命および健康の保護と市民生活および市民経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からそのためのデータ収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(2) 医療提供体制と市民生活および市民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には県が予防計画および医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図ることになる。各段階における医療提供体制で対応できるレベルに感染規模を収めるべく、市は県と連携して感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や市民経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や市民経済等の状況に合わせて、県と連携の下、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、国の方針を踏まえながら必要に応じて個別の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 市民等の理解や協力を求めるための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。そのため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及させ、子どもを含めた様々な年代の市民等の理解を深めるためのわかりやすい情報提供・共有を行うことが必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、市民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠をわかりやすく発信し、説明する。

3 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自

由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする¹¹。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい要配慮者への配慮について留意するなど、感染症危機においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5 関係機関相互の連携協力の確保

府県対策本部、県対策本部¹²および市対策本部¹³は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、必要があると認めるときは、県に対して特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

6 高齢者支援施設や障がい者施設等の社会福祉施設等¹⁴における対応

市は、感染症危機における高齢者支援施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7 感染症危機下の災害対応

¹¹ 特措法第5条

¹² 特措法第22条第1項

¹³ 特措法第34条

¹⁴ 入所施設および多くの者が共同で生活する施設等の、利用者の緊急的な移動が困難で、施設内で感染症患者が発生した際にハイリスクな施設を想定

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進めるとともに、避難所施設の確保等や自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。また、発災時には、市は、県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

8 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、これを公表する。

第4節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、市民生活や市民経済活動への影響を最小限にするためには、国、県、市、医療機関、事業者、市民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、市が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活および市民経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、だれもが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体および指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有する¹⁵。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等およびこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める¹⁶とともに、新型インフルエンザ等に関する調査および研究に係る国際協力の推進に努める¹⁷。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検および改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議¹⁸（以下「閣僚会議」という。）および閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議¹⁹の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、推進会議等の意見を聴き

¹⁵ 特措法第3条第1項

¹⁶ 特措法第3条第2項

¹⁷ 特措法第3条第3項

¹⁸ 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

¹⁹ 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

つつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解、協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する²⁰。

(1) 県の役割

県は、特措法および感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実施する。

こうした取組において、県は、保健所設置市である大津市、感染症指定医療機関²¹等で構成される滋賀県感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や保健医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況について毎年度、国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施評価・分析し、改善を図る。

(2) 市の役割

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う市民生活の支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障がい者等の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護服を始めとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められ

²⁰ 特措法第3条第4項

²¹ 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、市行動計画では「第一種感染症指定医療機関」および「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

る。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定および地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療および通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。

4 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき²²、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者の役割

特措法 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または市民生活および市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務が継続できるよう準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める²³。

6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる²⁴ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うよう努める等、対策を行う必要がある。

7 市民等の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生

²² 特措法第3条第5項

²³ 特措法第4条第3項

²⁴ 特措法第4条第1項および第2項

時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²⁵。

²⁵ 特措法第4条第1項

第5節 対策の基本的な項目

1 主な対策項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民生活および健康を保護する」ことおよび「市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切り替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいものとするため、政府行動計画ならびに県行動計画では12項目が設定されている。

本行動計画においては、内閣感染症危機管理統括庁から示された以下の7項目を主な対策項目とし、各々の概要については第2部の各章節にて説明を行うこととする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 市民生活および市民経済の安定の確保

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生しまたはその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁的な取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成および確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1 実践的な訓練の実施

市は、本行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

【防災危機管理課、健康づくり課、その他関係部署】

1-2 米原市新型インフルエンザ等対策行動計画等の作成や体制整備・強化

① 市は、本行動計画を作成、変更する。その際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く²⁶。

② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保および有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

【①～③：防災危機管理課、健康づくり課、その他関係部署】

②：人事課、その他全部署】

1-3 国、滋賀県および市町、関係機関等の連携の強化

① 市は、滋賀県(以下「県」という。)等と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認および訓練

26 特措法第8条第7項および第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

を実施する。

- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県および県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

【①②：防災危機管理課、健康づくり課、その他関係部署】

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が県内外で発生しまたはその疑いがある場合には、市の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命および健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策本部等を立ち上げ、市および関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合²⁷や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 市は、必要に応じて、第1節(準備期)1-2を踏まえ、庁内から応援職員を招集する等、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

【①～②：防災危機管理課、健康づくり課、その他関係部署

②：人事課】

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援²⁸を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する²⁹ことを検討し、所要の準備を行う。

【財政課、防災危機管理課、健康づくり課】

27 特措法第15条

28 特措法第69条、第69条の2第1項ならびに第70条第1項および第2項

29 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、または生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでその間の病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況ならびに市民生活および市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 対策の実施体制

- ① 市は県と連携し、市内の感染状況について、収集した情報やリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等の対策を実施する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

【①～②：防災危機管理課、健康づくり課、
その他関係部署、②：人事課】

3-1-2 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行³⁰を要請する。
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町または県に対して応援を求める³¹。

【①②：防災危機管理課、健康づくり課】

3-1-3 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

30 特措法第26条の2第1項

31 特措法第26条の3第2項および第26条の4

【財政課、防災危機管理課、健康づくり課】

3-2 緊急事態措置の検討等

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに特措法に基づく市対策本部を設置する（緊急事態宣言前に任意で市対策本部を設置している場合は特措法に基づく対策本部に移行する。）³²。市は、市に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う³³。

【防災危機管理課、健康づくり課】

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止し、必要に応じて任意設置の市対策本部に移行する³⁴。

【防災危機管理課、健康づくり課】

32 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

33 特措法第36条第1項

34 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は平時から市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー³⁵を高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

(2) 所要の対応

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1 市における情報提供・共有について

市は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う³⁶。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感

³⁵ 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力(ヘルスリテラシー)の一環。

³⁶ 特措法第13条第1項

染拡大の起点となりやすいことや、高齢者支援施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、関係機関が連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

【防災危機管理課、健康づくり課、高齢福祉課、こども保育課、
学校教育課、広報秘書課、その他関係部署】

1-1-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報の提供を受けるため、具体的な手順をあらかじめ県と定めておく³⁷。

【防災危機管理課、健康づくり課、広報秘書課】

1-1-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるために、県からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

【防災危機管理課、健康づくり課、その他関係部署】

37 具体的な手順等については「感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等への対応に係る事例について」（令和5年6月19日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）参照。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生または発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

2-1 情報提供・共有について

2-1-1 市における情報提供・共有について

① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している感染症の特性や発生状況等の科学的知見等の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

② 市は、情報を一元的に管理し、関係部署等の情報について、必要に応じて、市ホームページ等の電子広報媒体に集約し、市民等の情報収集の利便性向上に努める。

③ 市は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーション

ョンを行う。

- ④ 市は、県と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。
- ⑤ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県や業界団体、既存のネットワーク等を通じた情報提供・共有を行う。

【①⑤：防災危機管理課 ①②：広報秘書課 ①：地域振興課

①③④⑤：健康づくり課、その他関係部署】

2-1-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報の提供を受けるため、県との情報共有の方法の確認を行う。

【防災危機管理課、健康づくり課、広報秘書課、その他関係部署】

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、県からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。
- ② コールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、関係部局で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。

【①②：防災危機管理課、健康づくり課、その他関係部署】

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

3-1 情報提供・共有について

3-1-1 市における情報提供・共有について

- ① 市は、初動期に引き続き、その時点で把握している科学的知見等に基づき、市内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

- ② 市は、初動期に引き続き情報を一元的に管理し、関係部署等の情報について、必要に応じて、市ホームページ等に集約し、市民等の情報収集の利便性向上に努める。
- ③ 市は、県と協力し、地域の医療体制や、相談センターおよび受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について市民等に周知する。また、受診する仕組みが変更となった場合は、県と協力して、その都度、市民等への周知を行う。
- ④ 市は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。準備

期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、初動期に強化した体制の下、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

- ⑤ 市は国や県から提供された新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を収集し、市民等に対して迅速に提供する。
- ⑥ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、初動期に引き続き、県や業界団体、既存のネットワーク等を通じた情報提供・共有を行う。

【①～⑥：健康づくり課、その他関係部 ①②⑤⑥：防災危機管理課

①：障がい福祉課、学校教育課 ②：広報秘書課】

3-1-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付や新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあるため、それに必要な情報を県との共有する。

【防災危機管理課、健康づくり課、社会福祉課、
広報秘書課、その他関係部署】

3-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、県と連携して、コールセンター等を継続する。
- ② コールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民等の関心事項等を整理し、関係部局で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。

【防災危機管理課、健康づくり課、その他関係部署】

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命および健康を保護する。また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策において想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- ② 市および学校等は、手洗い、換気、マスク着用等の咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うことなどの有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

【①②：防災危機管理課、健康づくり課

②：学校教育課、その他関係部署】

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1 市内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

【防災危機管理課、健康づくり課、その他全部署】

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、市民生活や市民経済活動への影響も十分考慮し、まん延防止対策を講ずること
で、医療のひっ迫を回避し、市民の生命および健康を保護する。

(2) 所要の対応

3-1 基本的な感染対策に係る奨励

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みをさける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を奨励する。

【防災危機管理課、健康福祉部、その他関係部署】

3-2 事業者や学校等に対する要請

3-2-1 事業者等に対する要請

市は、国や県からの要請を踏まえ、県や関係機関と連携しながら、医療機関、高齢者支援施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

また、公共施設についても感染対策の強化に努める。

【防災危機管理課、健康福祉部、その他関係部署】

3-2-2 小中学校等における対応

市は、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、県からの要請を受け、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に基づく臨時休業³⁸(学級閉鎖、学年閉鎖、または休校)等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。

【防災危機管理課、健康づくり課、学校教育課、その他関係部署】

³⁸ 学校保健安全法第 20 条

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命および健康を保護し、市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に、円滑な接種を実現するために、県や医療機関、事業者等とともに、必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

【防災危機管理課、健康づくり課】

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット	☐ マスク ☐ フェイスシールド等 ☐ 使い捨て手袋(S・M・L) ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン(赤・黒) ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】

・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・酸素吸入装置一式(酸素ボンベ、酸素マスク等)	☐机 ☐椅子 ☐スクリーン ☐延長コード ☐冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐耐冷手袋等
--	---

1-2 ワクチンの流通にかかる体制の整備

市は、県がワクチンの円滑な流通を可能とするため、県医師会、県内の卸売販売業者団体等の関係者と協議をするに当たり、これに協力し、体制を構築する。

【健康づくり課】

1-3 ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、ワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

【健康づくり課】

1-4 登録事業者の登録にかかる周知

市は、国が進める特定接種にかかる事業者の登録について、周知に協力する。

【健康づくり課】

1-5 接種体制の構築

1-5-1 接種体制

市は、新型インフルエンザの発生時に迅速に特定接種または住民接種の実施が可能となるよう、定期接種も含めた予防接種の目的や制度の仕組みを市民に正確に伝え、理解を得るように努める。また、市は、湖北医師会等と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練等を平時から行う。

【健康づくり課】

1-5-2 特定接種³⁹

- ① 市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
- ② 市は、特定接種の対象となり得る市職員を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

【①～②：健康づくり課 ②：防災危機管理課、人事課】

1-5-3 住民接種

平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- (ア) 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁴⁰。
- (イ) 市は、円滑な接種の実施のため、国のシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- (ウ) 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

具体的には、以下のとおり準備を行う。

- a 市は、住民接種については、厚生労働省および県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、湖北医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

³⁹ 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供ならびに国民生活および国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急性の必要があると認めるときに、臨時的に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、以下①～③である。

①医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

⁴⁰ 予防接種法第6条第3項

- i 接種対象者数
 - ii 地方公共団体の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保(医療機関、保健所、保健センター、学校等) および運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県、市町間および医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する市民への周知方法の策定
- b 市は、医療従事者や高齢者支援施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の高齢福祉課、障がい福祉課と健康づくり課等が連携し、これらの者への接種体制を検討すること。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者※	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 市は、医療従事者の確保について、接種方法(集団的接種個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間

が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、湖北医師会等の協力を得て確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、湖北医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることとする。

- d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所および調剤(調製)場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師および看護師の配置については市が直接運営するほか、湖北医師会等と委託契約を締結し、湖北医師会等が運営を行うことも検討する。

【健康づくり課】

1-6 情報提供・共有

1-6-1 市民への情報提供

WHOが表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者(小児の場合)等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集および必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。

【健康づくり課、広報秘書課】

1-6-2 市における対応

市は、県の支援を受け、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済および市民への情報提供等を行う。

【健康づくり課、広報秘書課】

1-6-3 健康づくり課以外の分野との連携

健康づくり課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者、高齢福祉課、障がい福祉課等との連携および協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、健康づくり課は、市教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に規定する就学時の健康診断および第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

【健康づくり課、高齢福祉課、障がい福祉課、
学校教育課、その他関係部署】

1-7 DXの推進

- ① 市は、市が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム等)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、整備を行う。
- ② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。
- ③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民等が把握できるように、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

【①～③：行革デジタル推進課、健康づくり課】

第2節 初動期

(1) 目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、速やかにワクチン接種推進室を立ち上げ、国の方針に基づいて速やかな予防接種を推進する。

(2) 所要の対応

2-1 ワクチンの接種に必要な資材の確保

市は、第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

【防災危機管理課、健康づくり課、ワクチン接種推進室】

2-2 接種体制

2-2-1 接種体制の構築

市は、速やかにワクチン接種推進室を立ち上げ、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

【人事課】

2-2-2 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築するに当たり、市は、県と連携し、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて湖北医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

【ワクチン接種推進室】

2-2-3 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入

り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位および内容に応じて必要な人員の確保および配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、調整を要する施設等およびその被接種者数を取りまとめ、接種にかかる医師会等の調整をする必要がある。その際は、県の保護施設担当部局および福祉事務所、市の高齢福祉課、障がい福祉課と連携し行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は湖北医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、湖北医師会、長浜市、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、市役所、保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の高齢福祉課または県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者は、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師または看護師1名、薬液充填および接種補助を担当する看護師または薬剤師等1名接種後の状態観察を担当する者を1名とする。その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などは、事務職員等が担当するが、予診票確認は看護師等の医療従事者が望ましい。
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショッ

クやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、血圧計、静脈路確保用品、酸素吸入装置一式、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ湖北医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、湖北医師会等や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、湖北医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法に関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討すること。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水	☐ マスク ☐ フェイスシールド等 ☐ 使い捨て手袋(S・M・L) ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン(赤・黒) ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】

・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・酸素吸入装置一式(酸素ボンベ、酸素マスク等)	☐机 ☐椅子 ☐スクリーン ☐延長コード ☐冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐耐冷手袋等
--	---

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談する。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

【①～⑪：ワクチン接種推進室 ②：人事課、

③：高齢福祉課、障がい福祉課 ⑦：行革デジタル推進課】

第3節 対応期

(1) 目的

市は、あらかじめ準備期に計画した供給体制および接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

また、ワクチンを接種したことによる副反応等についても、適切な情報収集を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

(2) 所要の対応

3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量および供給状況の把握について、第3章第3節を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- ④ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

【①～④：ワクチン接種推進室】

3-2 接種体制

3-2-1 接種体制の構築

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき、接種を行う。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の判断により追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように国や県、

医療機関と連携して接種体制の継続的な整備に努める。

【①②：ワクチン接種推進室】

3-2-2 特定接種

市は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

【ワクチン接種推進室】

3-2-3 住民接種

3-2-3-1 予防接種の準備

市は、国や県と連携して、接種体制の準備を行う。

【ワクチン接種推進室】

3-2-3-2 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期および初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、および接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診および副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の高齢福祉課、障がい福祉課等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

【①～⑥：ワクチン接種推進室 ⑥：高齢福祉課、障がい福祉課】

3-2-3-3 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、市は国からの要請に基づき、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

【①～③：ワクチン接種推進室】

3-2-3-4 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者支援施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の高齢福祉課等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

【ワクチン接種推進室】

3-2-3-5 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

【ワクチン接種推進室】

3-3 副反応疑い報告等

3-3-1 ワクチンの安全性にかかる情報の収集および提供

市は、ワクチンの安全性について、国を通じて、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報と共に最新の科学的知見や海外の動向等の情報の収集に努め、適切な安全対策や市民等への適切な情報提供・共有を行う。

【ワクチン接種推進室、広報秘書課】

3-3-2 健康被害に対する速やかな救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

【①～③：ワクチン接種推進室】

3-4 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。
- ② 市は、接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ 市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。
- ④ パンデミック時には、特定接種および住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

【①～③：ワクチン接種推進室、広報秘書課 ④：健康づくり課】

3-5 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。

- d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えること。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えること。
 - c 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えること。

【①～③：ワクチン接種推進室】

第5章 保健

第1節および第2節 準備期から初動期

(1) 目的

市は、感染症発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を把握する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器および機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事において、その機能を果たすことができるようにする。

その際、市および県の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、得られた感染症情報を関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報共有と連携の基盤作りを行う。

(2) 所要の対応

1-1、2-1 人材の確保

市は、県から保健所に対する市職員の応援派遣要請があった場合に備え、可能な限り人員を確保する。

【人事課、健康づくり課】

1-2、2-2 業務継続計画(BCP)を含む体制の整備

市は、新型インフルエンザ等が発生した時の業務継続計画(BCP)を策定する。なお、業務継続計画(BCP)の策定に当たっては、有事における市の業務を整理するとともに、有事において円滑に業務継続計画(BCP)に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。

【全部署】

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市は県と連携し、それぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命および健康を守る。

その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

3-1 有事体制への移行

県から保健所に対する市職員の応援派遣要請があった場合、可能な限り協力する。

【人事課、健康づくり課】

3-2 主な対応業務の実施

3-2-1 健康観察⁴¹および生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供またはパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する⁴²。

【①～②：健康づくり課】

3-2-2 メンタルヘルス対策

発生した新型インフルエンザ等がまん延し、対応が長期化した際に、市職員、医療従事者、社会福祉施設職員等が新型インフルエンザ等の対応を行うに当たり、強度の心理的な負荷がかかることが想定されるため、各機関においてメンタルヘルス対策を強化するよう、市は、県と連携して啓発する。

【人事課、健康づくり課】

3-3 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

県から、引き続き必要に応じて、交代要員を含めた、保健所に対する市職員

⁴¹ 感染症法第44条の3第1項または第2項の規定に基づき、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者または当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めることを言う。以下同じ。

⁴² 感染症法第44条の3第7項、第9項および第10項

の応援派遣要請があった場合、可能な限り協力する。

【人事課、健康づくり課、その他関係部署】

第6章 物資

第1節および第2節 準備期から初動期

(1) 目的

市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1、2-1 感染症対策物資等の備蓄等⁴³

市は、湖北地域消防本部が救急事業に必要な個人防護具を備蓄するよう、予算の確保を行うなど連携して取り組む。

【健康づくり課、防災危機管理課、財政課】

43 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

第3節 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。国や県による感染症対策物資等の需給状況の確認、生産要請等の情報を収集し、市は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の備蓄・配置を確認し、必要量を確保する。

(2) 所要の対応

3-1 感染症対策物資等の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等の性質を鑑み、対策に必要な感染症対策物資等の備蓄状況を随時確認する。

【健康づくり課、防災危機管理課】

第7章 市民生活および市民経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命および健康に被害が及ぶとともに、市民生活および市民経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活および市民経済活動の安定を確保するための体制および環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内および関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

【健康づくり課、防災危機管理課、その他関係部署】

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

【行革デジタル推進課、防災危機管理課、その他関係部署】

1-3 物資および資材の備蓄⁴⁴

① 市は、本行動計画に基づき、第6章第1節および第2節(「物資」における準備期から初動期)で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

② 市は、市民や事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

【①：防災危機管理課 ②：健康づくり課、広報秘書課】

44 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

1-4-1 要配慮者⁴⁵の把握

市は、新型インフルエンザ等の流行により、孤立し生活に支障を来すおそれがある世帯の把握に努め、発生後に国や県からの要請を受けて、速やかに必要な支援ができるよう具体的手続を決めておく。

【高齢福祉課、障がい福祉課、社会福祉課】

1-4-2 要配慮者への支援内容の検討、食料品や生活必需品等の提供の準備

- ① 市は、要配慮者の登録情報を整理し、必要な支援内容等を検討する。
- ② 安否確認については、以下の方法で行うように決めておく。
 - a 市の職員等が電話や訪問する。
 - b 要配慮者自身が電話やメール、SNSで知らせる。
 - c 食料品や生活必需品の配布、ごみ出し支援、その他の支援と併せて行う。

③ 食料品・生活必需品等に関する対策

生産、物流の停滞等により食料品・生活必需品等の入手が困難になる可能性もあるため、市では、地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえた備蓄、製造販売事業者との供給協定を締結しておく。

【高齢福祉課、障がい福祉課、社会福祉課】

1-5 火葬体制の構築

市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう、庁内および関係機関との調整を行うものとする。

【防災危機管理課、市民課、湖北広域行政事務センター】

火葬場

火葬場名	管理運営主体	所在地	電話番号
こもれび苑	湖北広域行政事務センター	長浜市木尾町 1266	0749-74-4949

1-6 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、県と連携し、火葬場の火葬能力および一時的に遺体を安置できる施設等についての把握、検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

【市民課、湖北広域行政事務センター】

⁴⁵ 新型インフルエンザ等発生時の要配慮者は、家族が同居していないまたは近くにいない等のため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない高齢者、障害者等

第2節 初動期

(1) 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活および市民経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け

市は、国および県と連携して、市民等に対して、生活関連物資(食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資または市民経済上重要な物資をいう。)の購入に当たっての消費者としての適切な行動と呼び掛ける。

【協働人權課、防災危機管理課、その他関係部署】

2-2 生活支援を要する者への支援等

2-2-1 要配慮者のリスト作成

市は状況に応じて新型インフルエンザ等発生時の要配慮者リスト⁴⁶を作成する。

【高齢福祉課、障がい福祉課、社会福祉課】

2-2-2 支援体制の構築

新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への対応について、市が関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援を行うことができる体制を構築する。

【高齢福祉課、障がい福祉課、社会福祉課】

2-2-3 食料品・生活必需品等の配布

- ① 支援を必要とする者に対しては、市の職員等が個々の世帯を訪問し、食料品や生活必需品等を配布する。
- ② 食料品や生活必需品等を配達する際には玄関先までとするなど感染リスクや負担を軽減できる方法を検討する。

⁴⁶ 個人情報の活用については、市において、個人情報を保有するに当たって特定した利用目的又は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第61条第3項に基づき変更した利用目的のために、保有する個人情報(以下「保有個人情報」という。)を利用・提供することが原則である(個人情報保護法第69条第1項)。

【高齢福祉課、障がい福祉課、社会福祉課】

2-3 遺体の火葬・安置

市は、県を通じて国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、米原市地域防災計画に準じて一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

【市民課、防災危機管理課、湖北広域行政事務センター】

第3節 対応期

(1) 目的

市は、国および県と連携し、準備期での対応を基に、市民生活および市民経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、国や県の制度を活用するなどし、必要な支援および対策を行う。

(2) 所要の対応

3-1 市民生活の安定の確保に向けた対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

【健康づくり課、高齢福祉課、その他関係部署】

3-1-2 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、要配慮者に対し、相談支援専門員やケアマネジャー等と連携し、必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

なお、新型インフルエンザ等により患し入院、宿泊療養、自宅療養をする患者の同居者や家族に、生活支援を要する障がい者や高齢者がいる場合にも同様の対応等を行う。

【高齢福祉課、障がい福祉課、社会福祉課、健康づくり課、市民課】

3-1-3 教育および学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁴⁷やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育および学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

【学校教育課】

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、市民生活および市民経済の安定のために、物価の安定および生活

47 特措法第45条第2項

関連物資等の適切な供給を図る観点から、生活関連物資等の価格が著しく高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、本行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資もしくは役務または市民経済上重要な物資もしくは役務の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる⁴⁸。

【①～④：産業政策課、②：協働人権課、広報秘書課

④：防災危機管理課】

3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、湖北広域行政事務センター管轄のこもれび苑に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 市は、遺体の搬送作業および火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑤ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

48 特措法第 59 条

- ⑥ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬または火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

【①～⑥：市民課、湖北広域行政事務センター ④：防災危機管理課】

3-2 市民経済活動の安定の確保に向けた対応

3-2-1 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営および市民生活への影響を緩和し、市民生活および市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

【産業政策課、その他関係部署】

3-2-2 市民生活および市民経済の安定に関する措置

① 上下水道の供給

市は、関係機関と連携し、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

② ごみの収集・処理

市は、関係機関と連携し、一般廃棄物の収集、運搬、処理が適切にできるために必要な処置を講ずる。

【①：上下水道課、長浜水道企業団

②：産業政策課、湖北広域行政事務センター】